

---

---

# 地盤品質判定士 倫理綱領

2014.2.3.理事会承認

1. **【公益の重視】** 地盤品質判定士は、公共の利益を重視し、業務を誠実に遂行する。
2. **【法令・倫理綱領の遵守】** 地盤品質判定士は、業務に関わる法令や倫理綱領を遵守する。
3. **【地盤災害の防止・軽減】** 地盤品質判定士は、的確な地盤の評価（品質判定）を通じて、住宅及び造成宅地における地盤災害の防止・軽減に貢献する。
4. **【地質・地盤情報の重視】** 地盤品質判定士は、正しい地質・地盤情報が重要であることを認識し、不十分・不適切な情報に基づいて地盤の評価（品質判定）を行ってはならない。
5. **【地盤品質の的確な評価】** 地盤品質判定士は、その能力を最大限に発揮して、地盤の評価（品質判定）を的確に行う。
6. **【説明の責務】** 地盤品質判定士は、地盤の評価（品質判定）の内容について、住宅及び造成宅地の取引に関わる人が正しく理解できるように評価書を作成し、分かり易く説明する。
7. **【信用の保持】** 地盤品質判定士は、信用を失う行為をしてはならない。さらに、その社会的地位の向上に努める。
8. **【守秘義務の遵守】** 地盤品質判定士は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
9. **【継続的な自己研鑽】** 地盤品質判定士は、新しい専門知識と技術を積極的に修得する。

# 地盤品質判定士 倫理綱領・同解説

地盤品質判定士の使命は、宅地の造成業者、不動産業者、住宅メーカー等と住宅及び宅地取得者の間に立ち、地盤の評価（品質判定）に関わる調査・試験の立案、調査結果に基づく適切な評価と対策工の提案等を行うことを通じて、住宅及び造成宅地の防災及び国民の安全に寄与することである。この重要な使命を適切に果たすために、地盤品質判定士には、以下に示す倫理が必要である。

**1. 【公益の重視】** 地盤品質判定士は、公共の利益を重視し、業務を誠実に遂行する。

【解説】

宅地における地盤災害は、周辺の道路や隣接する宅地にも影響を及ぼす可能性がある。適切に整備されて防災性能が高い宅地は、単に良質な個人資産であるだけでなく、有用な社会基盤でもある。すなわち、地盤災害という観点から考えると、宅地の防災性能には高い公共性が認められる。よって、社会全般（公共）の利益を重視して、良心・良識に基づいて地盤の評価（品質判定）を行なうことが大切である。

**2. 【法令・倫理綱領の遵守】** 地盤品質判定士は、業務に関わる法令や倫理綱領を遵守する。

【解説】

法令遵守（コンプライアンス）の趣旨は、法令や倫理綱領が制定された背景や精神をも理解して、公正かつ適切な行動をとることである。

**3. 【地盤災害の防止・軽減】** 地盤品質判定士は、的確な地盤の評価（品質判定）を通じて、住宅及び造成宅地における地盤災害の防止・軽減に貢献する。

【解説】

地震や豪雨等によって、軟弱な地盤や不適切に造成された宅地及びその上に建設された住宅が被災し、人命が失われ、財産が損なわれることがある。地盤品質判定士の使命は、その業務を通じて、地盤災害の発生を防ぎ、あるいはその影響を軽減することによって、このような社会的な損失を減らすことである。

**4. 【地質・地盤情報の重視】** 地盤品質判定士は、正しい地質・地盤情報が重要であることを認識し、不十分・不適切な情報に基づいて地盤の評価（品質判定）を行なってはならない。

【解説】

大規模な公共インフラに比較して、小規模建築物のための地質・地盤情報の質・量や調査・対策の費用は限られている。しかしながら、正しい地質・地盤情報が得られなければ地盤の評価（品質判定）を的確に行なうことはできないので、必要な地質・地盤情報を得るための調査を疎かにしてはならない。必要な調査を立案し、業務の依頼者に説明しなければならない。

**5.【地盤品質的的確な評価】**地盤品質判定士は、その能力を最大限に発揮して、地盤の評価（品質判定）を的確に行う。

【解説】

住宅及び造成宅地に関わる地盤災害には多くの要素（地盤の構造や特性、地震や降雨の影響、基礎の構造や施工等）が複雑に関与する。さらに、災害が発生するメカニズムが完全に解き明かされているわけではなく、また、技術者の能力が及ぶ範囲も限定されている。このような認識の下で、地盤品質判定士は、その持てる専門知識を総動員して、技術力を最大限に発揮して、可能な限りの確に地盤の評価（品質判定）を行うよう最善を尽くさなければならない。その際、自然に対して謙虚に接すること、現象の本質を捉えること、多面的に分析すること、総合的に判断すること等が大切である。

**6.【説明の責務】**地盤品質判定士は、地盤の評価（品質判定）の内容について、住宅及び造成宅地の取引に関わる人が正しく理解できるように評価書を作成し、分かり易く説明する。

【解説】

宅地の造成業者、不動産業者、住宅メーカー等と住宅及び宅地取得者は、地盤品質判定士が作成した評価書に基づいてその宅地の防災性能を把握し、購入・売却や追加の地盤調査あるいは地盤改良の必要性等を判断する。したがって、地盤品質判定士は、評価書の作成に当たって、これ等の関係者がその内容を正しくかつ容易に理解できるように記述し、さらに丁寧に説明する必要がある。

**7.【信用の保持】**地盤品質判定士は、信用を失う行為をしてはならない。さらに、その社会的地位の向上に努める。

【解説】

地盤品質判定士は、その資格が地盤品質判定士制度に対する社会的な信用の上に成り立つものであることを認識し、常に品位を保ち、責任ある行動によって、より高い信用が得られるように努めなければならない。

**8.【守秘義務の遵守】**地盤品質判定士は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

【解説】

地盤の評価（品質判定）に当たっては、調査等によって得られる地質・地盤情報以外にも、個人情報も含め、さまざまな情報を入手することができる。地盤品質判定士は、個人情報保護方針を守ると共に、秘密にすべき情報については、正当な理由がない限り、その秘密を外部に漏らしてはならない。また、地質・地盤情報については、宅地の所有者等の承諾を得た後に、開示することができる。

**9.【継続的な自己研鑽】**地盤品質判定士は、新しい専門知識と技術を積極的に修得する。

【解説】

近年、社会環境の変化や科学・技術の発展が著しく、地盤工学分野もその例外ではない。したがって、地盤品質判定士は、地盤の評価（品質判定）に係る高度な専門性を認識して、不断に新しい知識と技術を学び、その技術力と資質の向上に努めなければならない。

以上